

山口きらら博記念公園広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口きらら博記念公園（以下「公園」という。）への広告の掲出について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告の対象範囲)

第3条 広告の掲出は、県及び山口きらら博記念公園指定管理者の事務又は事業の実施に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

(広告掲出の基準)

第4条 広告の内容の基準は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項各号及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条各号の規定に基づくものとする。

(広告掲出の規制業種又は事業者)

第5条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。広告の掲出期間中に当該業種又は事業者に該当することとなった場合も同様とする。

2 掲出する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

(広告の位置、規格)

第6条 広告の位置及び規格は、別途定める。

(広告の掲出期間)

第7条 広告を掲出する期間は、1年単位とする。なお、広告の掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）は原則として当該広告を掲出する年度の初日とし、広告の掲出を終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）は原則として当該広告を掲出する年度の最終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲出開始日及び広告掲出終了日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲出開始日及び広告掲出終了日は、県が別に定める。

(広告の募集方法)

第8条 広告の募集は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

(広告掲出の申込み及び広告主の決定)

第9条 広告の掲出を希望する者は、「山口きらら博記念公園広告掲出申込書」（様式1）により、県が指定する日までに、県に広告の掲出を申し込むものとする。

2 県は、前項による申込みがあった場合、第5条第1項の規制業種または事業者でないことを確認し、確認できたものを広告主候補者とする。

3 前項の規定による広告主候補者から受付順により広告主を決定する。

4 県は、第3項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第10条 県は、前条第3項による決定をした時は、当該広告主と広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 県は、前条第3項により決定した広告主が、前項による契約の締結を行わない時は、当該決定を取り消すものとする。

(広告原稿の作成)

第11条 広告原稿は、広告主が作成するものとする。

2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第12条 広告主は、「山口きらら博記念公園広告掲出承認願」（山口きらら博記念公園広告募集要項 様式2）に広告原稿を添えて、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出し、掲出の可否について山口県広告審査会設置要綱に基づく山口県広告審査会の審査を受けるものとする。

2 県は、審査後、掲出の可否についての結果を「山口きらら博記念公園広告掲出承認通知書」（同様式3）又は「山口きらら博記念公園広告掲出不承認通知書」（同様式4）により通知する。

3 山口県広告審査会において、広告の内容等が第4条又は第5条に反すると判断したときは、広告主に対し、期日を定め、当該広告の全部または一部について修正、削除等を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

4 広告主は、正当な理由がある場合以外は、前項による修正、削除等に応じなければならない。

(広告掲出の方法)

第13条 県は、前条の規定により提出された広告原稿を掲出するときは、原則として広告掲出開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲出するものとする。

2 県は、前項の規定により掲出した広告を削除するときは、原則として広告掲出終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。

(広告掲出の取消し)

第14条 県は、要綱第8条の各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、直ちに広告の掲出の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条又は第5条の規定に反すると認めるとき

(2) 第12条第3項の規定による広告内容の修正が行われないとき

(3) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合

(広告料)

第15条 要綱第5条に規定する広告料は、別途定める。

(広告料の還付)

第16条 既納の広告料は還付しない。ただし、次の場合を除く。

2 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲出すべき広告を掲出しなかった期間が1カ月当たり1日を超える時は、掲出しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

3 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県が公園を閉鎖した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月単位当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

(1) 公園設備等の保守又は工事を行う場合

- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

(広告の変更)

第17条 広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

2 前項の規定により変更する場合の手続きは、第12条の規定に準じて行うものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が要綱及び基準に反するものでないことを県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならない。

2 広告主は、広告主に関すること及び広告の内容につき、県から説明を求められた場合は、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならない。

3 広告主は、広告の内容その他の広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

4 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日から施行し、平成22年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成23年1月28日から施行し、平成23年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月30日から施行し、平成24年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月30日から施行し、平成25年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月30日から施行し、平成26年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月30日から施行し、平成27年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月29日から施行し、平成28年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行し、平成29年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月30日から施行し、平成30年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行し、平成31年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行し、令和2年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行し、令和3年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和4年1月28日から施行し、令和4年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月27日から施行し、令和5年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月26日から施行し、令和6年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月29日から施行し、令和7年4月1日から掲出する広告に適用する。

附 則

この要領は、令和8年1月29日から施行し、令和8年4月1日から掲出する広告に適用する。